

議題1 地域公共交通計画の策定及び松戸市地域公共交通活性化協議会設置について

1. 地域公共交通計画の策定について

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下「地域交通法」という。)」の令和 2 年度改正により、地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成が努力義務化され、令和 5 年度には自治体・公共交通事業者・地域の「連携」「協働」「共創」により、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築(リ・デザイン)の推進を目的とする改正がされました。

本市は、公共交通の利便性が比較的高い地域であるものの、公共交通空白・不便地域が存在するほか、超高齢化社会や2024年問題による乗務員不足の深刻化など、昨今の社会状況に伴い、地域の移動に関する課題は多様化、複雑化しています。

このような背景から、公共交通だけでなく、地域の移動に関する課題を整理し、目指すべき施策の方向性等を示すマスタープランとして、「松戸市地域公共交通計画」を策定したいと考えております。

2. 松戸市地域公共交通活性化協議会について

本市では、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」として、平成 28 年度に「松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議」を設置し、交通不便地域改善に係る協議をしてまいりました。

一方、地域公共交通計画は、地域交通法に規定される「法定協議会」において、協議・策定・実施が行われる必要がございますが、「地域公共交通会議」と「法定協議会」は、機能が違うものの、法定協議会で策定した計画を具現化するには、道路運送法に基づく手続きが必要となることが多く、別々に会議を開催することは非効率であることから、1つの協議組織に両者の機能を併せ持つ「二法協議会」とすることができるとされております。つきましては、「松戸市みんなが元気になる公共交通の検討会議」を廃止し、二法協議会として、「松戸市地域公共交通活性化協議会」を新たに設置したいと考えております。

3. その他

○運賃協議につきましては、令和 5 年 10 月 1 日道路運送法改正により、独占禁止法のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、協議会の参加委員を限定して実施することとされました。

○会議体の変更に伴い、委員構成の再編を検討中でございます。令和 6 年 3 月中には選任の依頼を送付させていただき予定でございますので、対象団体の方につきましては、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

※協議会の設置及び計画策定に向けた取り組みは、令和 6 年度予算成立及び条例制定が松戸市議会で可決された場合において、実施されるものです。

会議体変更内容について

会議名称	【令和 5 年度末 廃止予定】 みんなが元気になる 公共交通の検討会議	【令和 6 年度 新設予定】 松戸市地域公共交通活性化協議会	
根拠法令	道路運送法 (地域公共交通会議)	道路運送法 (地域公共交通会議)	地域交通法 (法定協議会)
会議の性質	懇談会等	附属機関(市の条例設置)	
委員について	定めなし	非常勤特別職 ※公務員としての身分(守秘義務等) ※参加応諾義務(代理出席不可)	
主な機能	交通不便地域の対応策や、地域の 実情に応じた交通不便地域の 運行協議を実施する。	左記のものに加え、地域公共交通計画を 策定し、実施する。 ※協議結果に関する結果尊重義務が発生 する。	
対象交通モード	バス・タクシー(乗合)	多様な交通モード	

計画策定スケジュール案

①計画策定まで(令和 8 年 4 月 1 日 計画策定予定)

令和 6 年度	令和 7 年度
○松戸市地域公共交通活性化協議会の 設置・実施 (年 4 回程度を予定) ○公共交通施策等の課題整理・分析 ○市民意識調査の実施 等	○松戸市地域公共交通活性化協議会の実施 (年3回程度を予定) ○計画の素案策定 ○パブリックコメントの実施 等

②令和 6 年度スケジュール

4 月	5~7 月	8 月頃	9~11 月	12 月頃	1~2 月	3 月頃
第 1 回会議 ・委員委嘱 ・法定協議会 について ・計画策定 について 等		第 2 回会議 ・市民意識調査 に向けた意見 聴取 等	市民意識調査 ・郵送による 実施を想定	第 3 回会議 ・調査結果 報告 等		第 4 回会議 ・調査結果 ・現況整理報告 ・次年度予定の 共有 等